

花咲幼稚園の新制度移行に伴う利用定員の設定について

1 利用定員設定の概要

利用定員とは、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項において定められた施設型給付費の単価水準を決めるものです。

令和9年4月より、市内の花咲幼稚園が法による施設型給付を受ける幼稚園へ移行するため利用定員を設定するため、法第31条第2項に基づき、子ども・子育て会議の意見を伺うものです。

2 花咲幼稚園が設定する利用定員

利用 定員	3号認定			2号認定			1号認定		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
180名							60名	60名	60名

花咲幼稚園は、令和9年4月に「新制度未移行幼稚園」から「特定教育・保育施設」に移行することに伴い、新たに利用定員を設定する必要があります。

花咲幼稚園の施設類型は「幼稚園」のため、2号及び3号認定の利用定員の設定はありません。

なお、3歳児定員60名には、満3歳児（※）分も含んでいます。

※満3歳児保育とは、通常の3年保育(幼稚園年少組)に入園する前の年齢の子どもを対象にしたクラスです。

令和8年5月1日時点在園児数

合計	3歳	4歳	5歳
127名	24名	51名	52名

参考

子ども・子育て支援法 抜粋

第31条第2項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

認定区分

認定区分	認定区分内容	施設類型
1号認定	満3歳以上で、教育のみ希望する場合（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育部分）